

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部  
法務・法人局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

北海道知事 高橋 はるみ

| 土地改良区名    | 土地改良施設名     | 管理規程の概要                    |
|-----------|-------------|----------------------------|
| 芦別市土地改良区  | 野花南ダム       | 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。 |
| 新十津川土地改良区 | 吉野頭首工       | 同                          |
| 同         | 上徳富第2幹線頭首工  | 同                          |
| 同         | 西徳富第4幹線頭首工  | 同                          |
| 同         | 幌加第9補水路頭首工  | 同                          |
| 同         | 留久第3幹線頭首工   | 同                          |
| 同         | 留久第2幹線乙頭首工  | 同                          |
| 同         | 西徳富第7幹線頭首工  | 同                          |
| 同         | 尾白利加頭首工     | 同                          |
| 同         | 福井谷頭首工      | 同                          |
| 同         | 福井谷川第5頭首工   | 同                          |
| 同         | 福井谷川頭首工     | 同                          |
| 同         | 中徳富第2頭首工    | 同                          |
| 同         | 吉沢頭首工       | 同                          |
| 同         | 下4号線頭首工     | 同                          |
| 同         | 高田5号線川第1頭首工 | 同                          |
| 同         | 高田5号線川第2頭首工 | 同                          |
| 同         | 高田5号線川第3頭首工 | 同                          |
| 同         | 樺戸川第6頭首工    | 同                          |
| 同         | 樺戸川第7頭首工    | 同                          |
| 同         | 樺戸川第8頭首工    | 同                          |
| 同         | 下5号線第1頭首工   | 同                          |
| 同         | 林頭首工        | 同                          |
| 同         | 志寸川補給線頭首工   | 同                          |
| 同         | 墓地谷川第1頭首工   | 同                          |
| 同         | 墓地谷川第2頭首工   | 同                          |

## 目次

### 告示

|  |    |
|--|----|
| ○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可…………… (農業施設管理課) | 40 |
| ○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (農業施設管理課)   | 40 |
| ○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の廃止の認可 (農業施設管理課)   | 40 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)           | 41 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)           | 41 |
| ○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)                   | 41 |

### 総合振興局告示及び振興局告示

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| ○特定調達契約に係る入札の公告……………        | 41 |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)…………… | 42 |
| ○特定調達契約に係る入札の公告……………        | 43 |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示 (3件)…………… | 44 |

## 告示

### 北海道告示第584号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成30年8月24日

北海道知事 高橋 はるみ

| 土地改良区名    | 土地改良施設名   | 管理規程の概要                    |
|-----------|-----------|----------------------------|
| 新十津川土地改良区 | 士寸第1幹線頭首工 | 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。 |
| 同         | 士寸第2幹線頭首工 | 同                          |
| 同         | 藤原頭首工     | 同                          |

### 北海道告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成30年8月24日

### 北海道告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の廃止を認可した。

平成30年8月24日

北海道知事 高橋 はるみ

| 土地改良区名 | 土地改良施設名 | 廃止した管理規程の概要 |
|--------|---------|-------------|
|--------|---------|-------------|

新十津川土地改良区 西徳富第1幹線頭首工 維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。  
同 牛 寿 別 頭 首 工 同  
同 岡 野 頭 首 工 同

### 北海道告示第587号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成30年8月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 札幌市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指 定 の 目 的 公衆の保健
- 3 指 定 施 業 要 件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び札幌市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第588号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年8月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 空知郡南幌町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道空知総合振興局産業振興部林務課及び南幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 北海道告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成30年8月24日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名 供 用 開 始 の 区 間 供用開始の期日  
道道 釧路阿寒自転車道線 釧路市鶴野149番3地先（道路敷地）から 平成30. 8.27  
同市鶴野323番1地先（道路敷地）まで

## 総合振興局告示及び振興局告示

### 北海道渡島総合振興局告示第135号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成30年8月24日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノート型パーソナルコンピューター 4台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成30年12月10日（月）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入（事務用機器）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者

であること。

- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年8月24日（金）から同年9月6日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
北海道渡島総合振興局総務課需品係

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島合同庁舎4階402号  
会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原  
4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課需品係）

- (2) 入札日時 平成30年9月18日（火）午後3時（送付による場合は、同月  
14日（金）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

平成30年7月10日付け北海道渡島総合振興局告示第121号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合

う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（<http://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(2)のアによることとし、契約書の作成は要する。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- (2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課需品係  
(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
(3) 電話番号 0138-47-9416

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured : Purchase of Personal Computer 4 sets  
B Bid tendering date and time : 3 : 00 P.M., September 18, 2018  
(If mailed, bids must arrive no later than September 14, 2018)  
C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan  
Phone : 0138-47-9416

北海道渡島総合振興局告示第136号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年8月24日

北海道渡島総合振興局長 小田原 輝 和

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 入札番号1 乗用自動車 1台 (乗用自動車1台と交換)  
(2) 入札番号2 乗用自動車 3台 (乗用自動車3台と交換)
- 2 落札を決定した日  
平成30年7月31日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1)ア 氏名 函館スズキ販売株式会社  
イ 住所 函館市亀田本町37番6号
- (2)ア 氏名 トヨタカローラ函館株式会社  
イ 住所 函館市昭和4丁目36番36号
- 4 落札金額
- (1) 2,060,000円  
(2) 4,919,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成30年6月29日付け北海道渡島総合振興局告示第119号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道渡島総合振興局総務課  
(2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

#### 北海道上川総合振興局告示第115号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。  
平成30年8月24日

北海道上川総合振興局長 佐藤卓也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- (1) ロータリ除雪車 (1.3m/700t) 1台 (交換契約によりロータリ除雪車 (100PS) 1台及び草刈装置と交換)
- (2) ロータリ除雪車 (1.3m/700t) 1台
- (3) ロータリ除雪車 (1.3m/700t) 1台
- (4) ロータリ除雪車 (2.2m/2,300t) 1台
- (5) ロータリ除雪車 (1.5m/800t) 1台
- 2 落札を決定した日  
平成30年8月8日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 1の(1)から(3)まで及び(5)

- ア 氏名 株式会社NICHUJO  
イ 住所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号
- (2) 1の(4)
- ア 氏名 ナラサキ産業株式会社  
イ 住所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地
- 4 落札金額
- (1) 27,216,000円  
(2) 25,500,000円  
(3) 19,200,000円  
(4) 39,900,000円  
(5) 21,910,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成30年6月29日付け北海道上川総合振興局告示第86号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課  
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

#### 北海道上川総合振興局告示第116号

次のとおり一般競争入札 (以下「入札」という。) を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の適用を受ける。

平成30年8月24日

北海道上川総合振興局長 佐藤卓也

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 複写機 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期日 平成30年10月31日 (水)
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成27年北海道告示第726号、平成29年北海道告示第18号又は平成30年北海道告示第15号に規定する物品の購入 (事務用機器) の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成30年8月24日（金）から同年9月19日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号  
北海道上川総合振興局総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

### 4 契約条項を示す場所

北海道上川総合振興局総務課

### 5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階会議・入札室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局総務課）

(2) 入札日時 平成30年9月26日（水）午後1時30分（送付による場合は、同月25日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

### 6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

### 7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告  
平成30年7月10日付け北海道上川総合振興局告示第95号

### 8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道上川総合振興局のホームページ（<http://www.kamikawa.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/nyuusatu-buppin.htm>）においてダウンロードすることができる。

### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は平成16年北海道告示第448号の2の(2)のアによることとし、契約書の作成は要する。

### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

### 11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(10)、(11)及び(13)から(15)までによるほか、

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道上川総合振興局総務課

(2) 所在地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号

(3) 電話番号 0166-46-5907

### 12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Copiers 1

B Bid tendering date and time : 13 : 30 P.M., September 26, 2018

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., September 25, 2018)

C Contact : Administrative Division, Kamikawa General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan

Phone : 0166-46-5907

### 北海道宗谷総合振興局告示第4号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年8月24日

北海道宗谷総合振興局長 朝倉浩司

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
  - (1) 除雪トラック（10 t 級 6 × 6 専用型） 2 台（除雪トラック（7 t 級 4 × 4 専用型） 1 台と交換）
  - (2) 凍結防止剤散布車（湿式4.0m級） 1 台（凍結防止剤散布車（湿式4.0m級） 1 台と交換）
- 2 落札を決定した日  
平成30年 7月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1)ア 氏 名 UDトラックス北海道株式会社  
イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号
  - (2)ア 氏 名 株式会社NICHIGO  
イ 住 所 札幌市手稲区曙5条5丁目1番10号
- 4 落札金額
  - (1) 75,978,000円
  - (2) 26,006,400円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成30年 6月15日付け北海道宗谷総合振興局告示第2号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課
  - (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号

#### 北海道宗谷総合振興局告示第5号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成30年 8月24日

北海道宗谷総合振興局長 朝 倉 浩 司

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ロータリ除雪車（1.3m／700 t 級、草刈装置） 1 台
- 2 随意契約の相手方を決定した日  
平成30年 7月26日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 ナラサキ産業株式会社
  - (2) 住 所 札幌市中央区北1条西7丁目1番地
- 4 随意契約に係る契約金額

- 27,216,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 6 随意契約によった理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課
  - (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号

#### 北海道オホーツク総合振興局告示第134号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成30年 8月24日

北海道オホーツク総合振興局長 藤 田 二

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
公物管理パトロールカー 1 台
- 2 落札を決定した日  
平成30年 7月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
  - (1) 氏 名 北見日産自動車株式会社
  - (2) 住 所 北見市常磐町6丁目2番地10
- 4 落札金額  
44,325円
- 5 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告  
平成30年 6月15日付け北海道オホーツク総合振興局告示第105号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
  - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目